

川越喜多町名主御用日記 史料解説

ここでは今回掲載した七冊の御用日記の記事について、その内容を簡単に紹介する。

一 文政七年（一八二四）六月～同八年四月 縦二四六mm×横二七〇mm

表紙共 全一二三丁、墨付一二一丁。表紙原題は「御用触日記」。表紙・裏表紙あり。概ね一丁八行となっている。文書番号六

この御用日記で記載が多いもの一つに、藩主が川越町内の寺院や藩領の村々へ御成した記事がある。当時の藩主は松平大和守家八代の斉典なりひである。斉典は寛政九年（一七九七）の生まれで、文化十三年（一八一六）から藩主を勤め、文政七年当時二八歳であった。通常、藩主は隔年で領地と江戸の藩邸を往復しており、この文政七年は藩主斉典が川越に在城した時期にあたる。文政八年六月二十四日には火矢を見るため駒止原（岸村）へ御成している。

藩主が御成の場合、その供揃いが町内を通るため、事前にそのルートが示される。例えば同年六月二十四日は、西大手門（現在の市役所付近）から本町（現元町一丁目）へ行き、札の辻で南に曲がり、南町・鍛冶町（現幸町）をへて志義町（現仲町）で東に戻り、上松江町（現松江町二丁目）で南へ曲がり、川越街道を行くルートである。岸村への最短ルートは西大手門から南に曲がり、江戸町（現大手町）を通り川越街道を行くのだが、わざわざ札の辻を通過して遠回りしており、藩主の行列を町民に見せることを企図したルートであったことがうかがえる。

そのほか、藩主が鷹狩りなどのため福田村・小ヶ谷村・鴨田村（すべて現川越市）などへ御成しており、寺社への参拝を含め、藩主が領内へ出かけた様子が明らかになる。

翌年三月二十六日には、四月一日に藩主が江戸へ出発するため、町内の掃除を入念に行うことや、行列の際に店先へ草履などを置かないことや、町内の名主は麻上下を着用の上、上松江町の境石の側で待機すること。また、名主たちは手傘の使用を認められているが、行列が近くなれば傘をささないようにと細かく指示されている。これも藩主の行列を重々しく見せる工夫の一つであろう。

また、多くの幕府役人が川越町を通過したことが記されている。例えば、同年九月二十日には、笠縫村（現飯能市）から入間川沿いの堤防の見分のため、幕府勘定奉行の役人である勘定や普請役などの役人が通過している。中でも最も多いのは幕府の鷹匠である。同年十月十九日から翌年正月七日までの間に七度も通行している。川越藩領は、鷹匠が鷹狩りを行う捉飼場に含まれており、場所などの詳細は不明だが、川越藩領やその周辺で鷹匠たちが鷹の訓練をしていたことがうかがえる。

藩領の村の動向として、同年七月二十五日、洪水被害による被害を受けた村々に対して、川越藩が拠出する「御助ケ米」や味噌などを、喜多町名主水村供蔵が代わりに差し出している。この年はここ二十年間で一番ひどい不作で、近隣の比企郡下伊草村（現川島町）では、通年のわずか七%程度の年貢米の支払いを命じざるを得ないほどであった（『川島町史 通史編 中巻』）。このような状況のためか、同年八月十八日には、今年の氷川祭礼（現在の川越祭）は屋

台や山車などは無用との通達が川越藩から出ている。

川越町内の記事として、同九月七日には志多町の赤間川に架かる橋の工事についての記事が多く見られる。単に川越町内だけでなく、周辺の村や町郷分から工事人足が募られている。また、翌文政八年二月十六日の午後二時ころ、栄林寺より出火した火事は西へ広がり、志義町・妙養寺門前町などを焼き、家数三三六軒・死者一五名と、「前代未聞成ル大火」と書かれるほどの大きな火事であった。

二 文政八年（一八五）三月～同九年八月 縦三九mm×横二七mm

表紙共 全一一九丁、墨付一一七丁。表紙原題は「御用日記」。表紙・裏表紙あり。概ね一丁八行となっている。文書番号七

藩主の動向については、文政八年四月一日に参勤交代で江戸へ出府したので、翌九年四月十九日の川越へ帰城してからの事項となる。同年四月二十二日には、宮ノ下大興寺（宮ノ下・現宮下町）・孝顕寺（現喜多町）・森巖寺（高沢町・現元町二丁目）・永寿寺（六反通り・現六軒町二丁目）の各寺院を参拝している。これらの寺院は、松平大和守家の転封にともない移動してきたいわゆるお供寺であったため、現在は群馬県前橋市にある。

大興寺は東照宮の別当寺で同宮に隣接して建てられ、この当時は現在の氷川神社の南側にあった。御用日記では藩主が東照宮を参拝したと記す記事は少ないが、東照宮もあわせて参拝したと考えられる。孝顕寺は大和守家の菩提寺で、同八年春（二月十六日か）焼失したため、喜多町広濟寺の一郭を間借りしていた。森巖寺は歴代藩主の位牌のある寺で、文政十二年（一八二九）四月十四日に焼失し

たため、位牌を孝顕寺へ移し、高沢町の見立寺を間借りしている。

同九年四月二十六日には、仙波廟所と呼ばれた喜多院境内の廟所を藩主が墓参している。ここには、大和守家五代目の朝矩（靈鷲院）・六代目直恒（俊徳院）・七代目直温（馨徳院）の歴代藩主の墓がある。この時墓参した斉典自身も、嘉永三年（一八五〇）正月二十日の没後、この廟所に祀られる。

川越町内の動向として、文政八年六月十一日には、文政九年の日光社参にともない、川越街道の宿場より寄人馬や当分助郷の免除願が提出され、これに対して幕府の日光掛御役所から免除が認められた。結局、この日光社参は延期されている。また、同年十月十三日に喜多町西側の善兵衛の屋敷を、南町の弥兵衛が一二〇両で購入し、同月十五日に境目改出役の福田伊太夫が屋敷境を見分した。このような役人の見分を経て町内の土地売買が行われている点は興味深い。その他、同九年七月九日には、西大手門付近で、子供が遊びで石を投げたり、堀へ進入したりなどして、堀塀の傷みも見られることから、大手付近での子供遊びが禁止された。

三 文政十年（一八二七）八月～同十一年二月 縦三九mm×横二七〇mm

表紙共 全一〇六丁、墨付一〇四丁。表紙原題は「御用日記」。表紙・裏表紙あり。概ね一丁六行となっている。文書番号八

川越藩にかかわる記事として、この時期は藩主が江戸藩邸にいたため、その関連のものは見られない。文政十年八月二十六日には、領内の風俗統制のために出された藩の法令が見られる。この年は、いわゆる文政改革により関東地域において改革組合村の設定が命じ

られた年であり、長脇差を帯びた無宿者や浪人者の廻村などによる風俗の乱れがより表面化した時代であった。この改革組合村は領主にかかわりなく近隣の村々で構成されるものだが、川越藩は水戸藩などと同様に、藩領のみの組合を組織することが後年に認められた。

川越藩に訪れた役人として、同年十一月六日から幕府鷹匠やその同心たちの通行が目立ち、翌同十一月二十三日まで一三回にも及ぶ。同年十一月二十九日には、川越町から久下戸・福岡・今泉・古市場村（福岡村は現ふじみ野市、それ以外は川越市）へ、鷹匠組頭水谷善兵衛らが赴いており、幕府の捉飼場として川越藩領内で鷹狩りしたことが明らかである。

藩領内について、同十年十一月十六日に直訴の禁止を申し付けている。例えば、川越町の町人が訴えを起こす場合は、町名主などに届けのうえ行うところ、町役人からの斡旋をむしろ疎ましく思い、直接川越藩へ訴えるケースが多かったことがうかがえる。

本来は順番で行くと、2と3の史料の間に、文政九年八月から同十年七月までを記載した御用日記が作成された筈だが、残念ながら現存しない。この時期は川越祭が開催された時期であり、祭礼の詳細を御用日記の記事から確認できないのは残念である。

四 文政十一年（一八二〇）二月～同年十一月 縦三〇mm×横二七mm

表紙共 全一六五丁、墨付一六三丁。表紙原題は「御用日記」。表紙・裏表紙あり。概ね一丁六行となっている。文書番号九

川越藩の動向として、藩主が帰城した記事はないが、藩主齋典は五月五日に大興寺・孝顕寺・永寿寺・森巖寺（新田町・現新富町一

丁目）、仙波廟所などを参詣しており、この直前に川越へ戻ってきたようである。また、九月十二日～十三日に早乗として坂戸村周辺で御成している。

七月十九日には、先代の七代目馨徳院（直温）の一三回忌のため、二十八日まで孝顕寺で法事が行われた。法事中は、鳴物停止が命じられ、普請については忌日の二十八日のみ慎みが命じられた。この鳴物停止とは、高位にあるものが死去した場合、喪に服するため謹慎や静謐を領主が領民へ求めたもので、將軍や天皇などの死去には全国に発布された。川越藩では歴代藩主の回忌にも鳴物停止を命じたことがわかる。同様に、八月五日には、仰高院（基知）の百回忌のため、十二日～十四日まで孝顕寺で法事が行われ、その期間中も同様に鳴物停止が命じられている。

川越町内の記事として、喜多町の伊兵衛をめぐる争論が目立つ。三月十五日には、江戸駒込片町家持治兵衛から金八〇両の支払いをめぐり江戸町奉行所へ訴えられている。この伊兵衛とは葉種問屋の間坂伊兵衛で、川越町でも指折りの商人であった。天保二年（一八三二）四月に、川越藩に用立てた金一〇八〇両余の「証文」（借用証文か）一三通に藩主の捺印があり、子孫が何か「不心得」なことを申し出ることを恐れ、これらの証文を川越藩に上納している。つまり、およそ一〇〇〇両の献金を川越藩にするほどの大店であった。

また、五月二十五日には、昨年から幕府寺社奉行で吟味されていた、三河国龍海院（現愛知県岡崎市）の貸附金をめぐる一件について裁許が下される。伊兵衛は、幕府から龍海院へ下賜された金銭な

などを元手に、幕府・尾張藩からの寄付金と偽って貸し付けを企てた一件の一味に加わったとして、急度叱り（嚴重注意）の処罰を幕府評定所で申し付けられた。

九月二日には、本町榎本弥左衛門家の借金をめぐる騒動により、伊兵衛は弥左衛門の親類連中より訴えられた。およそ三〇〇兩余の金銭をめぐる争論で、双方の主張の真偽のほどは不明だが、翌文政十二年の九月には、伊兵衛は親類たちから勘当を命じられた。

五 文政十一年十一月～同十二年十二月 縦三〇mm×横一五mm

表紙共 全一二〇丁、墨付一一八丁。表紙原題は「御用日記」。表紙・裏表紙あり。概ね一丁七行となっている。文書番号一〇

まず藩主の動向として、孝頭寺や仙波廟所など寺社の参拝の他、文政十二年（一八二九）二月二十七日に兎狩で笠幡村（現川越市）へ、同年三月一日は鷹狩りのため紺屋村（現坂戸市）へ御成している。御用日記に直接の記録はないが、同年五月以降参拝や御成の記事がないため、このころに藩主は参勤交代で江戸へ出府したようである。

藩内の動向として、文政十一年十一月二十七日には、若者による風俗の乱れが顕著であるため「若もの」という呼び方を禁止する藩の法令が下された。また、同十二年四月三日、江戸大火で米春屋が類焼したため五月までは素人でも春立を自由にし、あわせて材木などなるべく安く売るよう川越藩は命じている。しかし、同年九月十七日高沢町勘兵衛ら材木商たちは、藩の指示を守らず報告無しに値上げしたため、謹慎を命じられた。その他、火事のために置かれた地水桶の見分が、同年十二月九日に行われるところ、市が立つ日

と重なるため延期されている。翌十二年四月一日、城内三芳野天神の別当高松院が、三日間の雨乞祈禱を行い、その札が町方役所で配付された。

また川越町内では、文政十一年三月以来、不祥事で逼塞していた喜多町の間坂伊兵衛は、翌十二年九月に親類中から勘当された。その後、借金の返済の見込みがたつたとして、同年十二月十五日よりの開店を町方役所へ報告している。

六 文政十三年（一八三〇）正月～天保二年（一八三一）二月

縦三三mm×横二六mm

表紙共 全一一一丁、墨付一〇九丁。表紙原題は「御用日記」。表紙・裏表紙あり。概ね一丁七行となっている。文書番号一一

藩主の動向として、文政十三年五月一日に川越へ帰城する。以後、いつものように孝頭寺や仙波廟所などを参拝している。その他、鷹狩りのため菅間・小ヶ谷・谷中（現川越市）・下谿村（現川島町）へ御成している。

また、文政十三年正月二十四日には、幕府鷹匠頭の戸田五介が川越で止宿している。鷹匠頭自らの到着のため、出火に備えて出人足を各町で定めるほどの対応ぶりであった。

藩では、同年七月八日より七年の間、いわゆる目安箱の設置を定めた。それは、藩の利益になることだけでなく、他に何か訴えや報告があれば、箱の書類は藩主自らが取捨するので、住所・氏名などを記入の上に箱へ入れるよう一般の百姓まで申し渡している。また同年九月十九日には、異国船警備のため、非常時に出勤する当番を

定めた。当時川越藩は三浦半島に藩領を抱え、異国船の警備にもあたっていた。喜多町では、五人のうち二人は急人足、三人は通常の人足に定められた。病気などを考慮して、控も決めるほど用意周到なものだった。

川越町内では、同年三月二十七日に、先日の南町の火事や、昨二十六日の六軒町での付け火など、夜の見回り番を立てるよう命じる。また用水桶の水が切れないよう確認を命じている。また、八月十六日に氷川神社の本社などが大破したため、向こう七年間の祭礼の休みを川越町から藩へ願った。藩は、祭礼の休みを命じるのは簡単なことではないが、さしあたり今年の祭礼の中止を認めた。しかし祭礼を長々と休むのは好ましくないので、よく検討するよう町へ申し付けた。

七 天保二年（一八三三）三月～同四年四月 縦四三mm×横二七mm

表紙共 全一七八丁、墨付一七六丁。表紙原題は「御用日記」。表紙・裏表紙あり。概ね一丁七行となっている。文書番号一二。今までの史料はおよそ一年分の記載であったが、これは二年分となり大部である。

藩主は天保二年四月二日に江戸へ向けて出発し、翌同三年の四月頃川越へ帰城。以後、角泉村（現川島町）の入間川の河原で「御殺生」（漁獵）、的場村（現川越市）付近や高坂村（現東松山市）で「御早乗」（乗馬）と、新たに川越藩領となった地で、巡見の意味も含めて御成が行われていることがうかがえる。

川越町内の動向として、天保三年七月二十六日には、天明八年

（一七八八）以来、江戸町の間屋を勤めた渡辺久右衛門が退役し、悴の弥惣次を跡役につける願書を町方役所へ提出している。江戸町は川越街道の宿場の機能を持ち、その役を勤めたのが問屋と考えられる。幕末の史料だが、慶応三年（一八六七）川越町の村明細帳によると、問屋の給金として年に九両二分が与えられている。それは、七月・十二月の市日に川越町へ来たものから「つり銭」と称して小銭を集め、それを給金にするのが従来の仕来りと記している。この願書は十か町の名主の連名で訴願されている。

また、盗難の記事が多く見られる。天保二年四月には、志多町の湯屋で喜多町の者が衣類の盗難にあっている。同三年十月には、喜多町安兵衛宅へ盗賊が入る。店の棚にある錢箱は鍵が頑丈であったため、隣にあった油樽の錢入れを叩いていたところ、店の者が起きてしまい盗賊は何もとらずに逃亡した。この時期はいわゆる天保の飢饉がはじまる年で、その影響が川越町に影を落としたことがうかがえる。

（宮原一郎）